

○平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づき識別符号の条件等を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同規則第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、識別符号の条件、使用する電波の周波数の空き状態の判定方法、使用する電波の周波数の空き状態の判定機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備、一の筐体に収めることを要しない無線設備、又はその装置、及び同規則第三十六条の規定より同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を次のように定め、平成六年七月二十八日から施行する。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>		<p>端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同規則第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、識別符号の条件、使用する電波の周波数の空き状態の判定方法、使用する電波の周波数の空き状態の判定機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備、一の筐体に収めることを要しない無線設備、又はその装置、及び同規則第三十六条の規定より同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を次のように定め、平成六年七月二十八日から施行する。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
一・二（略）	（略）	一・二（略）（同上）	（同上）
三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第九条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備	四八ビット以上	三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第九条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備	四八ビット

<p>付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備」という。</p>	
<p>四〜七 (略) (略)</p>	
<p>八 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備</p>	<p>四八ビット。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下</p> <p>(2) (略)</p>
<p>九〜十三 (略)</p>	<p>(略)</p>

二 使用する電波の周波数が空き状況であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

<p>付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備」という。</p>	
<p>四〜七 (略) (略)</p>	
<p>八 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備</p>	<p>四八ビット。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1) 五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三二〇MHz、五、三三〇MHz、五、五〇〇MHz、五、五二〇MHz、五、五三〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHz</p> <p>(2) (同上)</p>
<p>九〜十三 (略)</p>	<p>(略)</p>

二 使用する電波の周波数が空き状況であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
一〜四 (略)	(略)
五 小電力データ通信システムの無線局の無線設備	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>
六〜十 (略)	(略)
三〜五 (略)	

使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
一〜四 (略)	(略)
五 小電力データ通信システムの無線局の無線設備	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二一〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二五〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三二〇MHz、五、三三〇MHz、五、五〇〇MHz、五、五二〇MHz、五、五三〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>
六〜十 (略)	(略)
三〜五 (略)	